

第2回 草津市自転車安全利用検討委員会 議 事 録

[日時] 平成25年1月28日(月) 14:00～

[場所] 市立まちづくりセンター301会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 前回の論点について
- ② 市民アンケート結果について
- ③ 委員からの事例紹介(立命館大学)
- ④ 条例の検討項目について

3. その他

次回日程等について(平成25年3月下旬)

講演会のお知らせ(平成25年2月26日(火) 15:00～)

4. 閉 会

[出席者名簿]

氏 名	所属等	備 考
嶋田 正男	市民代表(公募)	欠 席
山本 恵美	市民代表(公募)	
小林 達男	草津市自治連合会	副委員長(欠席)
吉岡 芳子	草津市老人クラブ連合会	欠 席
金澤 郁夫	草津市商工会議所	
福永 正	草津栗東地区労働者福祉協議会	
石塚 隆	滋賀県バイコロジーをすすめる会	
大西 清	滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	
田中 吉恵	滋賀県自転車防犯協会	
水野 靖枝	草津市立小中学校校長会	
辻 美也子	滋賀県立高等学校	欠 席
小川 圭一	立命館大学	委員長
近藤隆二郎	滋賀県立大学	欠 席
高取 彰	学校法人立命館 BKC事務局	
前野 奨	滋賀県脊髄損傷者協会	
駒井 喜行	草津市商店街連盟	欠 席
松村 幸子	草津栗東交通安全協会	
吉井 弘明	草津警察署	代理 (百田)
谷村 定義	滋賀県土木交通部	代理 (小嶋)
林 奈央	滋賀県南部土木事務所	
事 務 局	草津市 都市建設部 交通政策課	

[討議内容]

1. 開 会

(浅見都市建設部長の挨拶)

(委員長の挨拶)

2. 議 題

①前回の論点について

事務局より資料の説明

(委員長) どうもありがとうございます。ただいま、ご説明いただきました、前回の論点に関して何かご質問やご意見等がございましたらお受けいたしますが、何かございますか？委員会の後にいただいたものもありますので、もし、補足等があればいただければと思います。

(A委員) 罰則が必要かもしれないという意見があったかと思うのですが、実際には罰則はあるのですね。資料の中の32～33ページのところに書いてあります。

しかし、身近でそういう罰則を適用されたということは聞いたことがありませんし、状況はどうなのでしょう？幅広い年齢層の人が自転車を利用されますので、ふと、そういう気がしました。

(委員長) ありがとうございます。前回の資料の32ページということで、これは、道路交通法の罰則ですね。

道路交通法は、当然、草津市に限らず、全体でこういったルールがあるということで、この内容については、草津市であろうがなかろうが、この内容は適用されて、それ以外の部分で罰則なりを設けるかどうか、というところかと思います。

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

特にないようでしたら、資料1の最後のページに意見集約として四角で囲ってまとめていただいておりますが、こういったあたりが前回にいただいた意見のまとめです。

最後の方に書いてありますが、こういったことを含めて、名称は内容がある程度定まってからだと思いますが、こういった形で条例を考えていくということで今後の議論を進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、次に②の市民アンケートの結果についてということでまとまってきたようですので、そのご説明をよろしく願いいたします。

②市民アンケート結果について

事務局より資料の説明

(委員長) ありがとうございました。そうしましたら、今のご説明に関連しまして、何かご質問、ご意見等がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか？

私から確認だけですが、6～7 ページあたりに自転車の利用に関する回答があって、最初に自転車利用の部分で利用するが約77%で、利用しないが約22%となっています。例えば、その右の利用頻度、次のページの利用目的あたりだと“n=”の数字が違うのですが、最初に利用すると回答した人の回答だと思っておけばいいのですか？

(事務局) 利用すると答えていただいた1,679人の利用頻度などの回答が1,556人でありまして、その“利用する”方々の回答ということです。

(委員長) わかりました。そうすると草津市全体からすると、この約77%×約34%と、そんな感じの全体からの割合ということですね。

他にいかがでしょうか？

(B委員) 私も確認なのですが、片手運転禁止の交通ルールの傘さしについてです。

ハンドルにつける傘をさす器具がありますね。あれだったら両手で運転できるから、あれはいいのでしょうか？それとも、あれも駄目なのでしょうか？これは一般市民にとってはわかりにくい点なので確認させてください。

(委員長) いかがでしょうか？

(C委員代理) その件ですが、器具を付けていても前は見にくいとか、風によって自転車のバランスが崩れたりしますので、道路交通法上は駄目です。

(B委員) 駄目なのですか。わかりました。みなさんに言っておきます。

(委員長) あれは自転車の大きさ、幅などの規定に引っ掛かるのですか？確か、幅とか高さとかの規定がありますね。あれに引っ掛かるということよろしいのですか？違いますか？

(C委員代理) そういったことより、自転車は安全に運転しなさい、ということに引っ掛かってまいります。

(委員長) 安全運転義務に引っ掛かってくるということですね。

他にいかがでしょうか？ご質問等がありますでしょうか？

(D委員) お聞きしたいのですが、罰則規定とか道路交通法とかあるのですが、積極的に取り締まりされているのでしょうか？

(C委員代理) もちろん、積極的には取り締まりをしています。ただ、その自転車に関しては、現認してすぐに検挙ということはしておりません。

端的な例で申し上げますと、歩行者が信号無視をした場合、警察官が現認しておつて、“信号無視はやめなさい”と言って、素直に戻るなり、横断をやめれば検挙まではしておりません。それでも行ったら検挙します。

実態としましては、そういうことです。悪質な違反を対象に検挙しています。現実的に、自転車も歩行者も検挙します。

(D委員) ありがとうございます。

(委員長) 他にいかがでしょうか？よろしいですか？

(事務局) このアンケート調査につきましては、今、数値をまとめたところです。今後は学区ごとの特性とか、年齢ごとの特性など、そういうものを分析して発表させていただきたいと思います。

それと、このアンケート自体が18歳以上の対象です。18歳以下の方の自転車利用は非常に多いと思っておりますので、そういうことも考慮して次回以降でまたアンケート結果の詳細についてご説明申し上げようと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(委員長) ありがとうございます。確かに、たぶん草津市の中でも学区によって交通の状況は自転車に限らず変わってくると思っておりますので、どんな交通手段を使うかというのもかなり違いがあるのではないかと思います。

その集計がまとまりましたが、ご報告をいただければと思います。よろしく願いします。

(E委員) 今の属性の部分ですが、この調査は、基本的に市内の住民の人を対象にされているのでしょうか？

(事務局) そうです。草津市に住民票を置いている方を対象にやっています。

(委員長) よろしいですか？たぶん、大学生だと住民票を置いてない人もいますね。

(E委員) 置いてない人も多いですね。

(委員長) さきほどの中学生から高校生以外にも大学生もかなり自転車を使っていると思いますが、下宿生でも実家に住民票を置いている学生もいますので、そのあたりで中高生、大学生の利用と市民というので少し違いがあるかもしれません。

(事務局) 高校生、大学生を対象にしたアンケート調査にするのか、ヒアリングの格好になる

のかまだ決めておりませんが、それも実施させていただこうと思っておりますので、それは学校に行かせていただいて、実際の話聞かせていただこうかなと思っておりますので、また、よろしくお願いいたします。

(F 委員) 今の学生のところで、もう少しこうすればいいのではという意見ですが、草津市民でなくても栗東や守山、大津の方も草津駅まで電車で来られて、草津駅で自転車をレンタサイクルとか所有されている自転車で通勤されている方もいると思うので、そういう方にも 20 代、30 代、40 代はパーセントが少ないもので、草津駅周辺で利用されている方の職場にもアンケートを配送して回答していただければよいのではないかと思います。

(事務局) さきほど、説明不足ですみません。利用者アンケートといたしまして、各草津市内の事業所の方にも 12 月にアンケート調査を実施いたしまして、現在とりまとめ中でございますので、次回ぐらいにはその調査結果も報告できると思っております。

(委員長) 他にいかがでしょうか？

そうしましたら、特にないようでしたら、次の項目にいければと思います。

③委員からの事例紹介(立命館大学)

E 委員より資料の説明

(委員長) 次は 3 番目で委員からの事例紹介とありますが、E 委員の方から大学生に対する取り組みの報告がございますので、よろしくお願いいたします。

(E 委員) 貴重なお時間を、大学のささやかな事例報告ではありますが、時間を割いていただきましてたいへん感謝申し上げます。

はじめに資料の方ですが、2 種類お配りしていたと思います。1 つ目は、『通学交通マニュアル』というブルーの冊子と赤字の『自転車通学をされているみなさんへ』というこの 2 つをお配りしております。

まず、この冊子の中身に入る前に、立命館大学の BBC キャンパス全体の概要を簡単にご説明申し上げたいと思います。

学生数でいきますと、だいたい 1 万 8,000 人が在学しております。うち、草津市内に住居を持っている者、自宅生も含めて大部分は下宿生になるかと思いますが、およそ 8,000 人です。

したがって、それ以外は、近辺、あるいは遠方から JR を利用して南草津駅から

バス、ないし自転車で通学する。こういうのが立命館の学生全体の構造であります。

まず、ブルーの冊子の方を見ていただきますと、通学の部分についてということで、一つの章があります。

実はさきほど、前回の論点についてというところで、かなり重複した内容がございましたので、なるべくそのへんを割愛しながら、ポイントだけをご説明申し上げたいと思っております。その意味で全てをとということにはなりませんので、ご了解いただきたいと思えます。

まず、“学生の自動車通学は全面禁止”ということです。“バイクについては原則自粛”ということで実施しております。簡単に申し上げますと、もし、バイクを利用する場合には、バイク講習会、これは毎年 2 回、草津警察署の交通課にご協力をいただきまして、講習会をきちんと受講して、その上で必要な手続きをした者のみに登録証を発行するということになっております。

目次のところで、11 ページからが自転車通学についてということになります。自転車通学については 11 ページをご覧くださいますと、登録資格ということで、それぞれ必要な資格があります。

例えば、“自転車防犯登録は、必ず対応すること”、“賠償責任保険は限度額 1 億円以上の保険に加入すること”、“前照灯を設置すること”、“鍵、防犯対策がなされていること”、それから“交通ルール、マナーを遵守した安全運転ができること”を条件にしています。こういったことに基づいて必要な書類等については、それぞれ交付するような形にしています。

例年、大学生の特質から 4 年サイクルでガラッと全員が替わる、という形になります。その意味で、毎年オリエンテーションの期間に、全員新生を対象にして、それぞれ各学部で草津警察署の交通課と生活安全課の方からご協力をいただきまして、交通安全の基本的な理解をさせるような場を必ずもっています。その上で、いま申し上げましたような自転車通学についての登校をさせる、という形になっております。

全体の課題といたしまして、4 点ほど我々の方では考えております。

1 つには、オリエンテーションの期間である 1 回生の最初にやったからといって、それできっちり交通ルールが守れるか、あるいは安全安心な走行ができるか、ということ必ずしもそうならないという現状にあることは、こちらの交通課の係長さんも十分ご存じのところではあります。ですから、毎年 2 回、春と秋、交通安全のための週間としま

して、だいたい3回ずつ、学生も含めて安全走行のための自転車指導を行っております。

昨年の秋のペースでいきますと、学生に二百数十名協力してもらいまして、同じ学生同士で“スピードを出したらいかん”とか、“ながら運転は駄目だ”、あるいは“ライトがついてないよ”ということも含めて指導してもらうような機会を持っております。

もちろん、それには、草津市、警察署、交通安全協会ですとか、様々な団体からご協力をいただきながら取り組んでいます。これが一つです。

もう一つは、小さい冊子をご覧いただきたいのですが、あと残り3つの点を評価して進めております。

一つは、警告という、刺激的な文字で書いてある部分ですが、“他人の自転車に乗るとするのは、窃盗犯罪ですよ。その場合には・・・”ということを新入生の時に申し上げます。

学生の場合、傘や自転車というのは非常に安易に“少し借りる”という感覚で乗るというケースが非常に多くありまして、その意味では、具体的にそういうことをすると、どのような状態になるのかということについて、きちんと明示してイメージできるような対策を取ろうとしています。これも、警察さんとも相談をいたしまして、こんな表現で整理をして学生に配布しております。“学内処分としては停学等も含めますよ”、あるいは、“刑事処分としては取り調べ、裁判、罰金刑ということが待っていますよ”というようなことを含めて、盗ったらいかんというのが、一つ、強調している点です。

もう一つには、取られることを防ぐことが非常に重要だと思っています。基本的に学生マンションに置く場合、鍵を無施錠のまま置いて取られて、“どうしたらいいですか？”と相談にくるケースが非常に多くあります。ですから、“二重施錠をしてください”ということで学生に徹底しているのが2つ目です。

もう一つの最後の点ですが、いわゆる放置されている自転車が非常に多くあります。特に学生の場合、4年あるいは6年が修了いたしますと、自分としては卒業するので結局自転車の捨て場所に困る。そうすると、マンションに置いたり、あるいはマンションに置くと退去時の精算で敷金から引かれるケースがあるので、大学に置いたり、あるいは周辺のスーパーなどに置く。鍵のついたまま置くので、ラッキーということで

別の人間が使うと、その人が実は窃盗したことになります。放置自転車は、そうした犯罪の温床になっていることがあるだろうと思っております。

このあたりを改善するために、大学できちんと廃棄の手続きをして権利放棄をすることを前提に、“大学で代行的に処分をします”という案内を進めている最中です。

この4つの点を中心にしながら進めています。

やはりキャンパスの特性から、帰り道が非常に坂道で自転車の速度がどうしても出ます。自転車といえども車両ですので、当然スピードを出したら違反行為になりますので、その点について学生には周知徹底を図る必要があるだろうと思っております。

以上です。ありがとうございました。

(委員長) ありがとうございます。今のご説明に関連して何かご質問、ご意見等ございましたら、受けたいと思いますが、いかがでしょうか？何かございませんでしょうか？

(G委員) 今の説明の中で、大学生の意識というのはどんなものでしょうか？

つまり、中学生も分かってはいても、結局また同じことの繰り返しをしたり、一旦停止もなかなかできない。大学生の意識は、色々と交通事故があるから自分のこととして考えることで、意識の差はあるかとは思いますが、いかがでしょうか？

(E委員) あまり水準は変わらないと率直に思っています。おそらく、中学・高校の意識で、そのまま大学1回生になりますので、ある意味、大学1回生というよりも高校4年生というように理解いただいた方がいいのかと思っております。

その意味では、大学教育の非常に重要な部分になるかとは思いますが、そういう社会性とか、問題を起こしたらどういう事態が待っているのかなどという、事の重大性とか、そういったことについて大学の1回生にしていくための努力、あるいは子どもから大人になるところでの教育、そういった部分の課題としてこの自転車についても位置づけて考えて取り組んでいるというのが現状です。

(委員長) 他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

特に、出ないようでしたら、いったん区切って次の項目にいきたいと思います。

④条例の検討項目について

事務局より資料の説明

(委員長) 3枚A3の紙がございしますが、1枚目が名称とか基本的な事項、目的と定義とかあって、2枚目が責務と役割、それから3枚目が施策の基本的となる事項がございします。

今、挙がっている内容なのですが、さきのご説明の中にもありましたが、すでにいくつかの市で、こういった条例を作っておられまして、前回お配りされている参考の資料の最後の方にいくつかの事例がございます。

このあたりを参考に作られていると伺っていますので、ある意味かなり色々なものを盛り込んだような最初の状態だにご理解いただければと思います。

今日は、このお話は 1 回目ということですので、あまり細かい話というよりは、特に 2 ページあたりの“関係者の責務と役割”ということで、誰がどんなことをしなければいけない、するべきなのか、ということあたりをできれば中心にご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。もちろん、それ以外のところでもご意見をいただければと思います。

そうしましたら、特に順番等もございませんので、ご意見等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか？

(E 委員) 条例の名称なのですが、こういう趣旨でこういうことをやるということですが、「草津市自転車の安心安全な利用促進」という表現ですと、あたかも草津市自転車というのが、直結しているというような印象を受けます。

他のところの条例を拝見しておりますと、例えば、京都市でしたら、「京都市自転車安心安全条例」というようで、そういう言い方を京都市はしています。

瓜二つでいいのかということはあると思いますが、あるいは浦安市でしたら、浦安市は、「自転車の安心安全利用に関する・・・」となっております。こういうふうな場合は、例えば、“草津市における・・・”みたいな文言がそこに書いてあるとよいのかなと感じます。

それがということであれば、逆に「草津市自転車安全安心促進条例」とかそういう名称はどうかと思うのですが、いかがでしょうか？

(委員長) 確かに、この案の名称だと日本語として最初の 6 文字が 1 個の単語みたいな感じにみえます。

いま、ここにあったいくつかの事例でも、同じような付け方をしているところもあるようなのですが、草津市さんが色々な条例を作られているかと思いますが、他の条例はどういう名称の付け方をされているのですか？

(事務局) 「草津市何とか何とか条例」というのが基本になると思いますが、「草津市における自転車の安全安心な利用促進条例」も検討、調整させていただきたいと思います。

また、ご意見いただきましたように、“の”や“な”を外して京都市のような条例名称も可能だと思いますので、ご意見も踏まえまして、検討していきたいと思っています。

(委員長) ありがとうございます。私も条例や法律の名称はあまり見たことがないので、こういうものがより正確なものかはわからないのですが、内容をきちんと表したものであればいいと思いますので、ぜひ、ご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか？

私から1件、よろしいでしょうか？この後、どんな中身にするかにもよりますが、この定義のところの関係団体とありますね。この関係団体というのは、安全協会さんのような交通安全に関する活動をしている団体とあるのですが、後々、もし、条例の中に安全以外の内容、利用促進とかの話も進んでいくと、関係団体には安全に関する活動以外のところももしかしたら入ってくるかと思っています。そういったところは、今後入れていくことは何かあり得るのでしょうか？

(事務局) それぞれの、特に関連団体の責務の欄にも利用促進につきまして、“こうこう、こういうことに努めていく”というようなことのご意見を踏まえまして、他団体も加えていければと考えておりますので、また、関係団体さんの方からのご意見等よろしくお願いいたします。

(委員長) 他にいかがでしょうか？

(B委員) ここで言う市民というのは、どの範囲の市民を言うのでしょうか？

住民票がある人ということでしょうか？それとも、こちらでお勤めの人も含めての意味なのでしょうか？

(事務局) いま考えています定義といたしましては、“市民等”とは、市内に在住している方、通勤通学している方、事業を営む方であります。

つまり、それらの方々に対して、“こういうことを努めていきましょう”というイメージを持っています。

(B委員) ボランティアをされていてもいいのですね？

(事務局) そうです。草津市内で活動されている方ということが対象となります。

(委員長) 他にいかがでしょうか？

(G委員) 違う観点から話をしているのかもしれませんが、条例という形だとこういう形になってくるかと思うのですが、第1回の時に自転車の空間に関する話があったと思いま

す。

あの会議以来、道路を見ていると、急に狭くなってこんな実際におかしいのではないかと思います。そういうことについて、市の責務はこれだけになっているのですが、これでいいのかどうか。

もう少し環境的な整備には触れなくてもいいのか、これは別のところであるのかどうかはわからないのですが。

(委員長) 何か、事務局からございますでしょうか？

(事務局) 自転車の総合環境につきましては、いまの3枚目になりますが、なかほどに“自転車の安全利用に係る環境向上”ということで、いま、お話をいただきましたように、こういう形で、“各道路管理者と警察署と市民等と連携して総合環境の向上を図っていきます、必要な措置を講じます”と、条例上ではこういう形になるかと思います。

具体的に、“この道をこうする”とか、“ここはこうする”などという形は、条例への規定には含めないと思います。

今後、自転車の走行環境は市内ではどうかという地図なども、この委員会の資料としてご呈示させていただきまして、そちらの方の走行環境をどうしていくかということとはご意見をいただきたいと思っています。

そういうことも踏まえまして、何かしら対策は考えていければと思っています。

(G委員) ありがとうございます。

(委員長) 2枚目の一番下に“市の責務”というのがあって、“自転車に関する施策を総合的かつ計画的に実施する”とあります。

これの中身が、3枚目のような“市は”、“市は”とたくさん書いてありますが、この中身ですよ。こんな解釈でよろしいですね。

他に何かいかがでしょうか？

(H委員代理) 他の市でも色々な条例を作られている中で、保護者の方についての責務でありますとか、商業施設等で駐輪場の設置について、“こんなのを造るよ”というのを織り込まれているところもあるかと思うのです。

さきほどの市民アンケートの中でも、利用されるのが商業施設であり、買い物で利用される方が多いということで、もちろん市が整備されるということがあると思いますが、できるだけ商業施設や商店街さんとかでも、みんなでそういう駐輪場の整理を考えていこうみたいなことが盛り込まれるといいなと思ったのが1点です。

もう一つは、子どもさんです。その児童、生徒、学生さんに対する安全教育という部分で、もちろん学校の責務もあるのですが、やはり就学前の子どもさん、特に学校への通学以外の放課後の時間帯であるとか、保険の加入については、やはり親の指導や関心、意識の持ち方に関わってくるかなと思いますので、そのあたりについても盛り込んでおかれるといいかなと思いました。

(委員長) ありがとうございます。お願いします。

(事務局) 駐輪場の整備につきましては、自転車の利用促進として、“市は自転車駐輪場の整備など必要な措置を講じる”と書かせていただきましたが、ご意見を踏まえて、各商業施設は整備を進める、という形も入れることができれば、市以外の駐輪場もありますので、そういうように整備することをこの条例に基づいて取り組んでいくんだ、という形でできればという思いも持っています。

また、責務につきまして、いま、6つ挙げていますが、保護者の責務につきまして市内部の会議でも、保護者の責務もあってもいいのではないかという話の中ではありました。

委員のみなさまからの、保護者の責務として“こういうことを努めなければならない”と、“これをするべきだ”等というご意見により、“保護者の責務”ということに加えることができましたら、そのようにさせていただきたいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。

(事務局) あと1点、事業者、商店街、商店の駐車場、駐輪場につきましては、草津市の開発指導要綱の中で規定をしております。この条例ができましたら、それにあわせて、そういう指導要綱の中の設置規定についても、この条例にあわせて、見直し等をしていきたいと思っています。

(委員長) ありがとうございます。今の開発指導要綱の中には、特に自転車の話は入っていないのですね？

(事務局) 現在も、自転車に関する内容も入っています。ただ、今までは、駐輪場、駐車場という形で出させていただいて、現在の駐輪場の台数とかあるいは設置の部分とかは、開発指導要綱の中で業者指導はさせていただいているところです。

(委員長) 他にいかがでしょうか？

(E委員) さきほどのG委員からご指摘いただいた道路空間とか、実際に市や県が道を拡張しようとしても、物質的なやはりなかなかたいへんな事業になると思います。

その点で、一つ、これは過去 3 ヶ年にわたって行われてきた社会実験なのですが、玉川地区に交通安全のための協議会というのがあります。そこで、大学も含めて IC タグをそれぞれの自転車につけました。これは大学生もつけますし、松下さんの自転車にもつける。小学校の生徒さんのランドセルや中学校の生徒さんの鞆にもつける。すると、どのあたりでどれだけ錯綜して歩いているか、あるいは走行しているか、というのを調査いたしました。

同じ時間帯に登校時間があたりますので、もっとも影響がない道を、前回も申し上げましたように推奨道路ということで、大学生はここを通りなさいということで進めた経緯があります。

それと絡ませて、防犯カメラの問題で言えば、IC タグをつけてそのアンテナのところを通ると、盗難車の場合には、“これは盗難車です”というサインが出る。

あるいはスピード違反は、何地点かで同じ自転車が移動すると“スピード違反です”と出る。はたまた、指定道路以外を通っている場合は、“ここは指定道路ではありません”というサインが出るなど。

こういうことを含めて、ハード上なかなか解決できない問題についても、システム的に何らかの工夫を検討していく中で改善されていく安全性ですとか、そういったものもあるのではないかと考えておまして、この点を含めて今後のところでは、ぜひ検討いただけたらなと思っています。

(委員長) ありがとうございます。ただいまのは、玉川地区の協議会でやられている話ですね。本日は、小林さんは来られてないのですが、各町内会というか学区ごとの連合会でも色々なまちづくり協議会等もやられていると思います。

そういったところとの連携といいますか、地域ごとの課題解決といいますか、そんなところも、条例にどう入れるかはまだ具体的にはみえていませんが、色々とできることがありそうですね。

(E 委員) 草津市全域でそういうシステムができますと、非常に安心安全という意味で言いますと、積極的なものになるのかと思います。

(委員長) いまの関連で何かございますか？よろしいですか。他に何かございますか？

(G 委員) さきほど、ご意見をいただきました保護者の責務ということですが、保護者の責務が関連の責務になるのかわからないのですが、市民等のところに入れていただいてもいいと思うのですが、このままだと“安全な利用については学校だけで教育をしてく

ださい”という感じになってくるかと思います。

登下校の時だけ子どもたちが自転車に乗るわけではないですし、まずは家庭教育でしっかりとしていただくということがあると思います。

本校は割と道路は広いので電話等はないのですが、毎朝のように学校に地域から苦情の電話がかかってくる場所もあるようです。

地域で声かけというよりは“学校で何とかしろ！”等という形のように、もう少し子どもたちの安全な通学等につきましても自転車の乗り方につきましても、家庭でとか、地域でとか、そういう声かけとか注意していこうということをごくどこかにでも入っているとずいぶん違うかなと、さきほどのご意見に賛成して申し上げます。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。どうぞ。

(F委員) 3枚目の大きな検討項目の中で言うと、“施策の基本となる事項”の中で、上から4つ目の“自転車の安全利用に係わる環境の向上”の部分で、対策例の一番右に、“自転車レーンの設置とそのネットワーク化”ということで、走行環境の向上を図るための物理的な施策が書いているのですが、さきほど事務局から説明のありましたこのアンケート調査の結果をもっと反映した方がいいのかなと思いました。

アンケート調査の5ページ結果なのですが、左側のグラフで、“自宅周辺の道路を歩くときの印象”ということで、“そう思う”と“ややそう思う”を足して一番意見が多かった、“夜中の道は暗い”です。

アンケートにも出ていることですので、ここの部分を使えないかなと考えました。レーンの道以外にも“自歩道における街灯設置の推進”など、そういうような環境の向上と大きくタイトルと出ているので、走行環境、そういうハード整備以外のそういうソフトというか、そういう明るさとか街灯の設置というキーワードも入れてもいいかなとアンケート結果を受けてそう思いました。

(委員長) ありがとうございます。これは、今、条例案の方は“走行環境の向上”というのがありますが、条例の文言の中にどこまで具体的な話を入れるかということもあるのですが、イメージとしては条例で決める文言として入れる話と、さきほどの2ページ目の一番下の話で言うと、“自転車に関する施策を総合的かつ計画的にする”とありますので、条例とは別に何とか計画を作るのに、どこにどのくらいのレベルのものを入れるのかという話と関連すると思います。

いまのところのイメージとして、条例のところでどのくらいのレベルというか、具体策を入れるというイメージでとらえていけばいいのでしょうか？

事務局としてのお考えがございましたら、ご発言ください。

(事務局) 具体的に書けることは明記させていただいて、責務として取り組んでいくのだ、とははっきりと表せればと思います。

例えば、さきほどの街灯の設置、市民アンケートでも“道が暗い”というのもありますので、その点につきましては、自転車レーンの設置としか記載していませんが、街灯の設置等は取り組んでいくべきものだとは思っています。

また、先ほどの保護者の責務、あるいは地域の責務につきましても、学校だけでの自転車安全利用の指導ではなくて、一体となって総合的な取り組む必要だと思っておりますので、表現については修正させていただきたいと思っております。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか？どうぞ。

(D委員) 自転車の安全利用というところで言われていますが、自転車を運転される方、歩行の方の安全を守るためということですが、当然、車も走っております。

先ほどから狭い道には歩道がないとかいうことで、車の通行の制限とか、そのあたりは条例まではいかないとは思いますが、具体的に“どうこうせよ”とかは書けないとは思いますが、そういうところの協議推進を図るとか、そういった文言があってもいいのかなと思います。

例えば、草津の商店街とかであれば、歩行者以外は通行することができないようにするとか、その周辺のところについてはわからないのですが、あそこは歩行者も自転車もあって、バイクも走って車も走ってかなり危ないと思います。

そういった道がたくさんあると思うので、逆に車の方に制限を設けて安全を確保するというのはどうでしょうか？

(委員長) ありがとうございます。何か事務局側からございますか？

(事務局) 商店街は非常にたくさんの自転車や自動車が通っております。そこを、自動車は通れないと、おっしゃったようにそこまで条例に明記することも難しいこともあります。

しかしながら、例えば、他市では商店街の自転車での通行は、“危険があれば降りて押して歩くこと”ということまで条例の中で表していることもありますので、本日、商店街連盟さんは欠席されていますが、また、商店街連盟さんのご意見等も踏まえながら、商店街での自転車のあり方については明記できる方法もあるのかなとは思って

います。

(D委員)

自転車もそうなのですが、自動車の方の制限を何か、うまく条例でできないかなと思ったのです。例えば、歩道ができない道路であれば、そこを一方通行にするとか。

老上中学校の通学路のところの川沿いの道であったりとか、そこは自転車も車も走っていて、狭いのに一方通行でないので非常に危険なので、そういったところとか。

そういうところは、市内に他にもたくさんあると思います。そのあたりのところをまちの方々とか、議会とか一緒だと思うのですが、車の通行の仕方というところも、自転車通行者、歩行者の安全を守るということで、何か条例に入れてもらったと思っています。

自転車通行が危ないところについては、押して進むということもあるかと思いますが、自動車の方もぜひどうにかしていただきたい、ということなのです。

(事務局)

いま、自動車についてのお話しでしたが、自動車だけと違って自転車も歩行者もすべてなのですが、条例の中で通行規制等を定めることはできないと考えております。

上位法の中の、例えば道路構造令や道路法等の上位法令に基づいて、公安委員会と協議しながらそういう規制については、検討していくべきだと思います。

この条例を定めることで、そういうことを市の一つの責務として検討して、計画書を作ったり、または要項を作ったりということが可能になる、と考えております。

いま以上に進んでいくものとは、この条例を定めることで前向きにいけると考えています。

また、ただいま老上の例をとっていただきましたが、老上と若草におきましては、「ゾーン30」ということで、一部検討を始めたところもございます。30km規制は、公安委員会の管轄であります。それと、ハード整備の道路管理者が行う事業、物理的に速度を抑制する方法とか、そういうことも別途検討は始めたところです。

この自転車条例との絡みといいますと、自転車条例を定めることで、そういう施策展開を今後、市は前向きに検討していこう、という位置づけで考えております。

(委員長)

少しご議論いただきながら思ったのですが、たぶん交通規制という話になると道路交通法でどこの道路をどう定める、というお話になると思います。

例えば、車を運転するドライバーの意識は、ちゃんと自転車に気をつけて、車と自転車なら自転車の方が弱者なので、自転車に気をつけて走る。そのような意識付けをこの中に入れてもいいのかなと思いました。

今回の責務と役割ですと、自転車利用者の責務とあるのですが、例えば、自転車以外の道路利用者の責務とか、そういうのもひょっとしたらあるのかな、というような気はしました。

自動車を運転している方、歩行者、バイク等の自転車以外の道路利用者に対する、何か、“こうしてくれ”というような話も入れることが可能であれば入れていく、という手もあるのかなという気がしました。

他に何かいかがでしょうか？

(H委員代理) 今回、全国で初めての利用推進という項目を入れられる条例ということで、そういう関係での観点からということでしたのですが、そういった部分が、どういう形かわからないのですが、条例全体にそういう雰囲気、何か和むような、そういう硬い感じというよりは、すごく和むような条例になればと思っています。

私自身も難しいとは思いますが、特に安全教育ということに非常に重点に置かれているかと思うのですが、そういった安全のマナー・ルールに加えて、自転車の良さとかもあわせて啓発を図っていかれるような教育というか、安全教室の中でもできるような、条例の中ではなくて、普段に効果的にそういったことを子どもたちに自転車の乗り方を喚起してもらいながら、自転車のルールを学んでいってもらえるような、そういう具体的な事業が展開されていくといいなと思いました。

条例というよりは、対策の例のような形になるかと思いますが、草津市内の吉野屋さんに自転車の空気入れが設置されている、ということを知ったことがあります。

それは、結構、草津市内では、色々なお店にあるものなのではないでしょうか？普通の移動できる空気入れではなくて、何か自立式の、そこに設置されている備え付けのものだと聞きましたが。

(事務局) 市営駐輪場には置いていますが、吉野屋さんというのは聞いたことがありません。

(H委員代理) 吉野屋さんだったように思いますが。市の駐輪場にあるのですか？

(事務局) 置いています。

(H委員代理) 吉野屋さんの近くに市営駐輪場があるのでしょうか？吉野屋さんのお店の前にあるという写真を、以前見せてもらったのです。

結構、大学生の方で自転車を利用される方が多いので、そういったところでも、注意されるのかなと思って、さすが草津は自転車の利用が進んでいると思ったのです。

そういった自転車を使う人に優しいお店とか、そういうことをされているところを

積極的に奨励するような賞とか、そういうのがあるといいなと思いました。

(委員長) ありがとうございます。何か事務局からございますか？

よろしいでしょうか？

(事務局) ありがとうございます。利用促進につきましては、全国で初めて条例に盛り込もうと考えておりますので、いま、右の方に案として出しているのは他市の条例に該当するものがなくてあっさりしていて、少し書いているだけのようになりますので、もっとこちらの方で条例の中でも表すことができたかなとは思っております。

また、この条例に基づいて、安全以外の自転車の利用を進めていく上での協力も店舗などに求めながら、色々とお願ひできたらなと思っております。

(委員長) ありがとうございます。いまに関連して、今後の確認というか、1 ページ目の目的があります。“この条例は自転車の安全な利用及び利用の促進並びに盗難の対策に関し、・・・”云々とあるのですが、これは安全な利用というのと、利用と促進というのと、盗難の対策という 3 つ目的があって、それが並列になっているという解釈でいいのですよね？

(事務局) この 3 つについて、この条例に基づいてみんなで総合的に取り組んでいこうという形にさせていただきたいと思っております。

(委員長) ありがとうございます。そういう意味では、確かに条例の文言にすると、誰がこうしなければいけないという話になるので、今のところ安全の部分が結構多くなっているのですが、利用の促進あたりをどう盛り込んでいくのか、というのをこの委員会で色々議論できればと思っております。

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、今日の段階では、だいたいお話として出尽くしたようでしたら、この資料につきましては、本日のご意見を踏まえたバージョンアップ版が次回以降も出てくると思いますので、次の委員会までにお目通しいただいて、また、ご意見をいただければと思っております。

今日、この場で特に現段階でなければいったん区切りとしたいと思っております。どうもありがとうございました。

色々な意見が出ましたので、今日のご意見を踏まえて、また次回の委員会までに事務局さんの方でまとめていただいて、反映したものをいただければと思っております。それを基に次回以降、議論できればと思っております。

今日、予定されていた4項目の議題は一通り終わることとなりました。本日もご提示いただいたのは4項目でしたが、途中で申しましたように、この委員会は6回程度の議論後に提言をするという予定になっていますので、よりよい提言ができるように議論したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。本日議論していただきました条例についてでございますが、対策例ということで考えられる施策を挙げました。

こういう施策をもっとしてはどうかというご意見をいただいて、それが実施できるような条例文にしていくということも、今後考えてもございますので、色々な意見を今後も頂戴したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長におかれましては、議事進行の大役、誠にありがとうございました。また委員各位におかれましては、活発なご議論をいただきありがとうございました。

それでは、次回の日程について説明させていただきます。次回は3月下旬の開催を予定しております。

会議の中身としましては、本日のご意見を基にさせていただきますして、自転車の安全利用に関して、そして、条例化に向けたさらなる検討をお願ひしたいと考えております。

また、2月26日になりますが、資料の一番最後に付けておりますチラシですが、自転車に関する講演会を開催させていただくことにいたしました。講師の先生につきましては、NPO自転車活用推進研究会の小林様でございます。国交省や警察署、東京都や各自治体で、自転車に関する様々な委員を歴任されておられる方でございます。自転車によるまちづくりにつきまして、ユニークを交えて話をさせていただきますので、皆様方もぜひご参加いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これにて本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上